

新 旧 対 照 表

□ISV 事業者用アカウント利用規程

現 行	改定案
(利用資格) 第3条 I S V事業者用アカウントを利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 約款第5条第1項に定める利用者 (2) F O C U Sスパコンを用いた講習会等の主催者 (3) 「京」を中核とするH P C Iシステム利用者 (4) その他、特に理事長が認める利用者 2 前項の定めとともに、日本国政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員のみが利用資格を持つ。 (追加ストレージ領域) 第7条 プロジェクトに付随するホーム領域のほか、追加でストレージの利用を希望する利用者は、その旨を、利用目的、期間、希望容量と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的等が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、追加ストレージ領域へのストレージの追加を認める。 2 前項の追加ストレージ領域の利用は、無償とする。 3 追加ストレージ領域は、一般アカウント利用者の利用を優先する。 4 追加ストレージ領域に保存されたデータ等は、利用期間終了後、直ちに財団が消去する。	(利用資格) 第3条 I S V事業者用アカウントを利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 約款第5条第1項に定める利用者 (2) F O C U Sスパコンを用いた講習会等の主催者 (3) 「京」を中核とするH P C Iシステム利用者 (4) その他、理事長が認める利用者 2 前項の定めとともに、日本国政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない人員かつ日本国内の居住者のみが利用資格を持つ。 3 前項に定める日本国内の居住者とは、以下のとおりとする。 (1) <u>日本人でありかつ日本国に居住するもの</u> (2) <u>日本人でありかつ日本の在外公館に勤務するもの</u> (3) <u>外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務するもの</u> (4) <u>外国人でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過しているもの</u> (追加ストレージ領域) 第7条 プロジェクトに付随するホーム領域のほか、追加でストレージの利用を希望する利用者は、その旨を利用目的と併せて財団に申し出ること。財団はその利用目的が適切であるかを審査し、適切であると認められる場合は、追加ストレージ領域へのストレージの追加を認める。 2 <u>ISV事業者用アカウントが利用できる追加ストレージ領域は以下のとおりとし、前項の申し出の際に併せて、いずれの追加ストレージ領域を希望するか申し出ること。</u> (1) <u>ISV事業者用アカウント利用者共有の追加ストレージ領域</u> (2) <u>ISV事業者用アカウント利用者個別の追加ストレージ領域</u> 3 <u>前項第1号の追加ストレージ領域の利用は無償とし、第2号の追加ストレージ領域の利用は、有償とする。</u> 4 <u>第2項第1号の追加ストレージ領域は、その他の利用状況により容量を変更若しくはサービスを停止する場合がある。</u> 5 <u>第2項の追加ストレージ領域のいずれかに関わらず、追加ストレージ領域に保存されたデータ等は、利用期間終了後、直ちに財団が消去する。</u>